

消費者行政の概要(平成26年度)

注: ★は県民生活センターで実施
 ☆は県民生活センターで一部実施
 ▼は特定財源(活性化基金)
 ▽は特定財源(金融広報)

1 消費者行政の総合調整

① 消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会)、
消費生活紛争処理委員会の開催

② 消費者の安全・安心を守る連絡会議の開催(H15～)

③ 消費者教育関係機関連絡協議会の開催(H18～)

④ 山梨県消費者行政推進会議の開催(H21～)

⑤ 市町村及び関係各省庁、国民生活センターとの連携

⑥ 消費者行政活性化基金事業(H21～26)
・消費生活相談窓口等の機能強化等

2 苦情処理・被害者救済

- ・苦情相談処理(相談員10名(本所8、地方相談室2))、業者指導 ★
- ・消費生活相談員(85名)による苦情相談、県への要望収集
- ・PIO-NET(消費生活情報オンラインシステム)の運営 ★
- ・消費者トラブルのあっせん・調停及び消費者訴訟への支援☆
- ・不当な取引行為の防止☆
特定商取引法、消費生活条例等に基づく事業者への行政指導等

3 消費者啓発、消費者教育

① 消費生活情報の提供

- ・テレビスポット「くらしの情報」(日曜・祝日を除く毎晩、民放2局で放映) ★
- ・消費生活情報誌「かいじ号」発行(年4回17,000部発行)☆+金融広報特集号(年1回)▽
- ・各種講座の開催、啓発資料の作成 ★
- ・県委嘱の消費生活相談員(85名)による啓発☆
- ・消費生活地域講座の委託 ▽
- ・消費者月間キャンペーン(5月)☆
- ・金融広報委員会活動の推進 ▽

② 消費者教育の推進

- ・新 消費者教育推進シンポジウム開催 ▼ → やまなし消費者教育推進計画の周知等
- ・新 大学等と連携した啓発教材の作成 ▼

4 消費者団体の育成指導

① 団体活動に対する助成・支援

- ・山梨県消費者団体活動事業費補助金(850千円)
(構成団体)・山梨県連合婦人会 ・山梨県消費生活研究会連絡協議会
・山梨県生活学校連絡会 ・山梨県生活協同組合連合会
・あしたの山梨を創る生活運動協会

② 消費生活協同組合法に基づく監督・指導

- ・生活協同組合の指導検査の実施(年1～2回)
- ・活動中の単位生協8(地域3、職域5)、連合会1
※「市民生活やまなし」は、H25.3.21「生活協同組合ユーコープ」に組織合同のため、1減

5 消費者取引等の適正化に関する指導・啓発

① 公正自由な競争の確保と契約の適正化

- ・景品表示法に基づく監視・指導☆
- ・不当な取引行為の防止☆
特定商取引法、消費生活条例等に基づく事業者への行政指導等☆
- ・割賦販売法に基づく立ち入り調査
- ・消費者契約法の適正な運用☆

② 製品安全の確保と規格・表示の適正化

- ・消費生活条例に基づく監視・指導☆
- ・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査等の指導
- ・商品テストの実施(依頼テスト委託) ★

平成26年度 消費者行政予算の概要

単位: 千円

項目	概 要	特定財源	県費	計	
消費者行政推進費	消費者行政総合調整費	32,827	3,049	35,876	
	經常経費		1,889	1,889	
	1 消費生活審議会の開催	2回開催		450	450
	2 消費生活紛争処理委員会の開催	1回開催		114	114
	3 訴訟費用貸付金			500	500
	4 各種法令の執行業務その他	研修旅費等		96	96
	5 消費者行政活性化基金事業費		32,827	0	32,827
	消費生活相談事業費		0	559	559
	1 消費生活相談員の業務費	85名(公募16名)		559	559
	消費者団体活動促進費		0	850	850
	1 消費者団体活動事業費補助金	補助先: 消費者啓発活動推進協議会 (構成) ・連合婦人会 ・消費生活研究会連絡協議会 ・生活学校連絡会 ・生活協同組合連合会 ・あしたの山梨を創る生活運動協会		850	850
	消費者啓発事業費		1,629	0	1,629
	經常経費		120	0	120
	1 消費生活地域講座委託		600	0	600
	2 消費生活情報誌「かいじ号」の発行	金融広報特集号+金融広報だより	374	0	374
3 啓発リーフレット	若者向け2万部、高齢者向け1万部	514	0	514	
4 特別旅費		21	0	21	
県民生活センター費	センター運営管理費		32,783	32,783	
	經常経費		4,708	4,708	
	1 苦情相談処理	相談員数: 10名(センター8名、地方相談室2名)		18,118	18,118
	2 法律相談(弁護士2人、2回/月 延べ216回分)			1,167	1,167
	3 「くらしの豆知識」 200部			63	63
	4 テレビスポット「くらしの情報」放映	YBS UTY 各267回		8,336	8,336
	5 消費生活情報誌「かいじ号」の発行	年4回発行		358	358
6 商品テスト委託料			33	33	
計		34,456	37,241	71,697	

平成26年度消費者行政活性化基金事業について

32,827千円 [H25:47,320千円]

- (1) 消費生活相談機能整備・強化事業 0千円 [H25:0千円]
- (2) 消費生活相談員等レベルアップ事業 355千円 [H25:1,027千円]
- ・市町村消費生活相談担当者等の資質向上を図るための研修開催(221千円)
 - ・県民生活センター職員の外部研修参加旅費 等 (134千円)
- (3) 消費生活相談体制整備事業 4,030千円 [H25:4,063千円]
- ・専門の相談員の報酬及び共済費
(既存相談員の報酬上積み分、相談員増員枠1名分)
- (4) 市町村の基礎的な取組に対する支援事業 23,793千円 [H25:27,017千円]
- ・市町村が実施する消費者行政活性化事業に必要な経費の補助
 - ・19市町村実施
(都留市、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町の8市町村除く)
- (5) 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 4,649千円 [H25:15,213千円]
- ・消費者教育推進シンポジウム開催(392千円)
 - ・大学等の連携による消費者教育教材作成委託(972千円)
 - ・出前講座用啓発物品購入等(3,285千円)

基金事業実績年度別集計表 (単位:千円)

事業名	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	計
消費生活センター機能強化事業	4,331	2,961	1,976	5,025	14,293
消費生活相談員等レベルアップ事業	154	237	219	505	1,115
消費生活相談員養成事業		9,912			9,912
消費生活相談窓口高度化事業	210	504	252	254	1,220
一元的相談窓口緊急整備事業		3,381	3,967	4,058	11,406
消費者教育・啓発活性化事業	15,192	11,104	5,367	10,602	42,265
消費者行政活性化オリジナル事業	4,451	1,984	2,950	1,220	10,605
食品表示・安全機能強化事業	1,826	1,890	434	3,865	8,015
市町村消費者行政活性化事業費補助金事業	15,305	12,871	48,419	31,670	108,265
計	41,469	44,844	63,584	57,199	207,096

事業名	H25予算	H26予算
消費生活相談機能整備・強化事業	0	0
消費生活相談員等レベルアップ事業	1,027	355
消費生活相談員体制整備事業	4,063	4,030
市町村の基礎的な取組に対する支援事業	27,017	23,793
地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	15,213	4,649
計	47,320	32,827

くらしの情報

タイトル「新聞の契約トラブルにご注意下さい」

新聞の訪問勧誘が多くなる時期です。長期の契約や、半年後から購読するといった先の契約は、よく考えて慎重におこないましょう。途中で解約できないというトラブルが寄せられています。また、法律で再勧誘は禁止されています。いらない時はきっぱり断ることが大切です。

テロップ

新聞の契約トラブルにご注意！

～ 高齢者や一人暮らしを始める若者は特に注意しましょう ～

- 不要な勧誘は、きっぱり断りましょう
- 契約する場合は、必ず契約書面を確認しましょう
長期契約や6ヶ月以上先からの契約は慎重に！
- 8日以内ならクーリングオフできます

山梨県県民生活センター(山梨県JA会館5階)

電話 055(235)8455

地方相談室(南都留合同庁舎)

電話 0554(45)5038

くらしの情報

タイトル 高額な学習教材の契約に注意！

無料や数千円の学力診断テストの後に高額な学習教材の契約を勧められる相談が寄せられています。学習教材や学習指導の質等は、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです。その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。また、契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認しましょう。

テロップ

高額な学習教材の契約に注意！

- 学習教材は、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです
- その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう
- 一度に多量の教材は購入せず、必要な科目だけ契約するようにしましょう
- 契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認しましょう

山梨県県民生活センター(山梨県JA会館5階)

電話 055(235)8455

地方相談室(南都留合同庁舎)

電話 0554(45)5038